□市子育て支援課

(1階®番窓口)

※対象者や申請要件など詳し

業施設の場合は5年以内)

くは、

お問い合わせくださ

൱

13 日

※テキスト代= | 受講料 | 無料 円が必要 格の習得 事務技能認定試験の受験資 6 8

※応募方法など詳しくは、 ~平成26年1. 12 定員=20人 12 月 月 21 日 16 日 お

問ハローワークかのや い合わせください

**2**0994-42-4135 お知らせ

母子寡婦福祉資金の貸

付を行っています

県では、母子・

寡婦家庭の

な費用について、無利子で貸 専修学校などへの進学に必要 子どもの高校、大学、 短大、

①修学資金

○内容=修学に必要な授業

化月間です 12月は不法投棄防止強

※借入申込から振込までは、 修学資金=貸付を受けた期 学校を卒業した6か月後か により貸付限度額が異なり 自宅・自宅外通学の別 2か月かかります (内(専修学校 公・私立の 科せられ、 環境作りに努めましょう。 とともに、不法投棄されない る土地は、 自分が所有又は管理してい の罰金が科せられます。 っともごみが多く出ます また毎年12月は、

返済期間

※学校の種類、

ます。

○貸付限度額=39,

5 0 0

5 9 0,

○内容=入学時に必要な入学

金などに充てる費用

です。不法投棄を行った場合

人には5年以下の懲役又は

000万円以下の罰金が

法人には3億円以

区分

新 設

单独処理浄化槽

からの転換

くみ取り便槽

単独処理浄化槽・

くみ取り便槽か

からの転換

ごみを投棄することは犯罪

就学支度資金

)貸付限度額=

1,8

0

0 円

(月額)

連携を行

に努めています

浄化槽人槽

10 人槽

5人槽

などに充てる費用

止強化月間と定めて、

12月を不法投棄防

補助金

5人槽 166,000円

7人槽 207,000円

10 人槽 274,000 円

5人槽 382,000円

7人槽 464,000 円

5人槽 432.000 円

7人槽 514,000円

10 人槽 648,000 円

7人槽 414,000円

598,000 円

332,000 円

の強化や関係機関との い、不法投棄の防止

教材費、

寮費、

通学費

間市生活環境課

②就学支度資金=7年以内

(専修学校一般課程及び修

般課程の場合は5年以内)

間の3倍以

ら返済開始

きちんと分別してごみ

小型浄化槽設置整備事業補助金の交付制度を一部改正します

年で

しっかり管理する

市小型浄化槽設置整備事業補助金交付制度とは、公共下水道事業計画区域及び農業集落排水整備事業 の実施区域外にある住宅に対し、家庭雑排水(台所・風呂・洗濯等)とし尿を併せて処理する浄化槽(合 併処理)を設置する場合に補助金を交付する制度で、平成26年4月1日から補助金額を変更します。 今年度の補助金申請の受付は終了していますが、来年度は4月から受付を行う予定です。

(改正後)

市内業者

市外業者

#### (改正前)

	区分	浄化槽人槽	補助金の限度額
	新設	5人槽	166,000 円
		7人槽	207,000 円
		10 人槽	274,000 円
	単独処理浄化槽からの転換	5人槽	382,000 円
		7人槽	464,000 円
		10 人槽	598,000 円
	くみ取り便槽 からの転換	5人槽	432,000 円
		7人槽	514,000 円
		10 人槽	648,000 円

#### ●単独浄化槽の撤去費の補助(改正なし)

単独処理浄化槽からの転換で、単独処理浄化 槽を撤去する場合、さらに撤去費として10 万円を上限に加算します。

らの転換 10 人槽 548,000 円 ※市内業者とは、鹿屋市内に事業所(本店、本社又は支店、営業所等)を有している法人又は鹿屋市内に事 業所と住所を有する個人のことです。

※単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から転換する場合は、補助金交付決定後原則60日以内に完成する必要 があります。

問市上下水道部下水道課 ☎ 0994-31-1133

# 「かのやブランド」の認証品を募集します

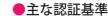
かのやブランド推進協議会では「かのやブランド」として認証するため、地域資源である「ばら」 を活用した魅力的な商品を募集します。認証品を地域内外へ PR することで、シンボルである「ばら」 を核として「鹿屋市」を全国へ情報発信するとともに、認証品の販売促進を行います。

#### ●ブランド認証を受けるメリット

- ①かのやブランド推進協議会や市が認証品の PR を行います。
- ○ブランド認証品のパンフレットの作成や記者発表等を行います。
- ○市出身者等から多くのアクセスがある「かのやファン倶楽部」 のホームページにおいて、商品の PR や販売、ファン倶楽部 会員(約800人)へのメールマガジン配信を行います。
- ②かのやブランド推進協議会や市が参加する各種イベントに出展が できます。
- ③かのやブランド推進協議会が市観光物産センターや、かのやばら園 売店等での認証品の販売調整を行います。
- ○ブランド認証品の販売促進用の POP 等を作成します。

## ▲「かのやブランド」 のロゴマーク

まっすぐ かのや



- ① 鹿屋市らしさがあること
  - ○商品の開発・製造・販売等において、「ばら」や「ばら園」等との関係があるもの
  - ○商品の形状やパッケージが「ばら」をイメージさせるもの
- ②その他(産地、品質、価格、生産履歴等) ※条件をすべて満たさない場合でも、申請は可能です。

#### ●審査方法

商品のプレゼンテーションをしていただき、市外の専門家を 含めた審査員が申請商品のサンプルを審査します。

#### ●審査結果の公表

「かのやブランド」として認証された商品のみを公表し、認証を受けることができなかった商品・ 事業者については、事業者のプライバシー保護の観点から非公表とします。

### ●応募方法

かのやファン倶楽部ホームページ(http://www.kanoya.in/)から申請書をダウンロードし、 かのやブランド推進協議会へメール又は FAX で提出してください。 ※申請書は市産業振興課でも配付します。

- ●応募期間 11月28日(木)~平成26年1月15日(水)
- ※認証基準など詳しくは、かのやファン倶楽部のホームページをご覧ください。

**闘かのやブランド推進協議会事務局(市産業振興課内・2階)** ☎ 0994-31-1180 FM 0994-43-2140 Eメール sangyou@e-kanoya.net

December.2013 5 KANOYA CITY PUBLIC RELATIONS TO NO.190